

令和2年第11回大分市教育委員会会議録

- 1 日時 令和2年11月25日(水) 午前9時から午前11時35分まで
- 2 場所 大分市役所第2庁舎6階 教育委員室
- 3 出席者 教育長 三浦 享二
一番委員 上杉 美穂子
二番委員 岡野 涼子
三番委員 佐藤 光好
四番委員 古城 一
五番委員 古城 和敬
- 4 出席事務局職員
教育部長 佐藤 雅昭
教育部教育監 高橋 芳江
教育部審議監兼文化財課長
坪根 伸也
教育部次長 桑野 徹
教育部次長兼社会教育課長
村上 雄二
大分市美術館副館長兼美術振興課長
長田 弘通
教育総務課長 高田 隆秀
学校教育課長 野田 秀一
学校施設課長 新納 健二
体育保健課長 清水 篤
人権・同和教育課長 河野 正行
大分市教育センター所長
佐藤 義仁
教育総務課参事 梶取 隆之
- 5 書記
教育総務課参事補 黒木 眞由美 教育総務課参事補 三嶋 みどり
教育総務課主任 園田 哲也
- 6 傍聴人 なし
- 7 議題
(1) 議案
(教議第58号) 県費負担教職員の処分の内申について

(教議第59号) 県費負担教職員の処分について

(教議第60号) いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態への対応方針について

(教報議第16号) 令和3年度当初予算要求について

(教議第61号) 令和2年度12月補正予算について

(教議第62号) 大分市立学校職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例等の一部改正について

(教議第63号) 大分市立学校職員の給与に関する条例の一部改正について

(教議第64号) 大分市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則の一部改正について

(教議第65号) 令和3年3月末教職員定期人事異動方針について

(教議第66号) 大分市立小学校設置条例及び大分市立幼稚園条例の一部改正について

(教議第67号) 大分市公民館運営審議会委員の委嘱及び任命について

(教議第68号) 大分市立エスペランサ・コレジオ条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について

(教議第69号) 教育用タブレット端末の購入について

(教報議第17号) 大分市公民館運営審議会委員の委嘱について

(2) 報告事項

①いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態の調査結果の報告について

②大分市立学校における働き方改革推進計画の改定について

③令和3年度大分市立幼稚園入園願書提出状況について

④大分市子どもの読書活動推進計画(第四次)の素案について

⑤大分市伝統芸能伝承師の認定について

⑥アートプラザのあり方及び周辺エリア整備基本構想策定方針(案)について

8 会議の概要

教育長 ただいまより、令和2年第11回大分市教育委員会を開会いたします。
す。 (午前9時 開会)

教育長 本日の署名委員を二番委員、三番委員にお願いします。

教育長 それでは、ただいまより議案審議に入りますが、教議第58号「県費負担教職員の処分の内申について」及び教議第59号「県費負担教職員の処分について」は、人事に関する案件であること、教議第60号「いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態への対応方針について」及び報告事項(1)「いじめ防止対策推進法第28

条第1項に規定する重大事態の調査結果の報告について」は、個人情報に関する案件であること、教報議第16号「令和3年度当初予算要求について」は、本委員会の意思形成過程の段階にある案件であり、現時点で外部に公表しますと誤解を招く恐れがあることから、審議及び報告を秘密会とすることを発議いたします。賛成の方は挙手をお願いいたします。

全委員

(挙手)

教育長

全委員賛成と認め、教議第58号から教報議第16号までの議案審議及び報告事項(1)は秘密会とします。

なお、教議第60号及び報告事項(1)は、関連がありますことから、併せてご説明させていただきます。

それでは、議案審議に入ります。

(議案審議の結果、教議第58号は原案のとおり決定する。)

教育長

それでは次に、教議第59号「県費負担教職員の処分について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

(議案審議の結果、教議第59号は原案のとおり決定する。)

教育長

それでは次に、教議第60号「いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態への対応方針について」を議題といたしますが、関連がありますことから、議案審議の前に報告事項(1)について説明をお願いします。

(議案審議の結果、教議第60号は原案のとおり決定する。)

教育総務課長

それでは、お配りした議案書を回収させていただきます。

また、次の議案説明のため、事務局職員を入室させていただきたいのですがよろしいでしょうか。

教育長

どうぞ。

教育長

それでは、教報議第16号「令和3年度当初予算要求について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

(議案審議の結果、教報議第16号は原案のとおり承認する。)

教育長

それでは次に、教議第61号「令和2年度12月補正予算について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

教育総務課長

教議第61号「令和2年度12月補正予算について」ご説明申し上げます。

教育費の補正前の額は、216億5,917万3千円でございますが、今回の補正額は、2,511万5千円の減で、補正後の額は、216億3,405万8千円でございます。

このうち、教育委員会所管分の補正額につきましては、右側の表のとおり、7,969万4千円の減で、補正後の額は、189億991万3千円でございます。

はじめに、人件費の調整に係る補正予算の概要についてご説明させていただきます。

令和2年度の当初予算編成時においては、その年の退職者の後任には大卒初任者の基準額で算定することや退職手当については定年退職者数のみで算定するなど、例年どおり、一定の方針に従い計上しておりましたが、人事異動やその後の職員の早期退職希望等により、給与の変更が生じたことから、その変更分をこの12月において補正を行おうとするものであり、1億969万4千円の減額でございます。

なお、予算編成上、人件費は主な事業ごとに計上するものであり、実際にはそれぞれの事業ごとに各人件費の変更分を補正しております。内容につきましては、教育委員会全体をまとめた形でお示しております。

次に、10款1項 教育総務費の4目 教育センター費の教育の情報化推進事業につきましては、国が掲げるGIGAスクール構想の実現に向けた児童生徒一人1台端末配備等にあわせ、学校の臨時休業等の際においてもICTの活用による学習を継続できる環境を実現するため、通信環境の無い家庭に貸出可能なモバイルルーターの購入に係る経費を計上するものでございます。

次に、債務負担行為の追加となる「大分市美術館特別展開催負担金」につきましては、大分市美術館特別展の会期の都合上、令和2年度中に覚書を締結のうえ、実行委員会を組織化する必要があることから、令和2年度から3年度までの間、400万円の債務負担行為を設定するものでございます。

なお、本件に係る特別展の会期は令和3年4月から7月を予定しているところでございます。

以上のことにつきまして、本委員会でご決定いただき、ご決定の上は、令和2年第4回市議会定例会にて、審議・決定をいただこうとするものでございます。

教育長 ご質問などありませんか。

全委員 (なしとの声)

教育長 それでは採決いたします。教議第61号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)

教育長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

教育長 それでは次に、教議第62号「大分市立学校職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例等の一部改正について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

教育総務課長 教議第62号「大分市立学校職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例等の一部改正について」ご説明申し上げます。

本案は、大分市立認定こども園の設置に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

大分市立認定こども園の設置に伴い、令和3年度より一部の幼稚園教諭は、認定こども園に勤務することとなります。

現在、幼稚園教諭の給与及び休暇制度については、大分県の義務教育諸学校の教育職員に適用される規定を準用することとしておりますが、今後、認定こども園に勤務することとなる職員については、市職員（保育士）に係る規定が適用されることとなります。

今回の改正は、幼稚園教諭の給与及び休暇制度に関し、幼稚園に勤

務する職員と認定こども園に勤務する職員との間で適用される規定について、原則として市職員（保育士）に係る規定に統一しようとするものでございます。

以上の改正案につきまして、本委員会でご決定いただいた後、令和2年第4回市議会定例会での審議・決定を経て、令和3年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上でございます。

教育長

ご質問などありませんか。

全委員

（なしとの声）

教育長

それでは採決いたします。教議第62号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員

（異議なしとの声）

教育長

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

教育長

それでは次に、教議第63号「大分市立学校職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

教育総務課長

教議第63号「大分市立学校職員の給与に関する条例の一部改正について」ご説明申し上げます。

本案は、義務教育諸学校の教育職員に準じ幼稚園教諭の給与を改定しようとするものでございます。

改正内容は、期末手当の支給月数を0.05月引き下げようとするものです。

令和2年度分は12月期に配分し、令和3年度以降は6月期、12月期に均等に配分することとしております。

以上の改正案につきまして、本委員会でご決定いただき、令和2年第4回市議会定例会での審議・決定を経て、令和2年度12月期については公布の日から、令和3年度以降については令和3年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上でございます。

教育長

ご質問などありませんか。

全委員 (なしとの声)
教育長 それでは採決いたします。教議第63号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)
教育長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

教育長 それでは次に、教議第64号「大分市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則の一部改正について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

学校教育課長 教議第64号「大分市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則の一部改正について」ご説明申し上げます。

本案は、住居表示の実施に伴い、小学校及び中学校の通学区域の改正を行おうとするものでございます。

改正の具体的な内容は、住居表示の実施により、大分市大字田原、大字市、大字木上の一部区域の名称が「木上台一丁目・二丁目」に、大字賀来、大字荏隈、大字奥田の一部区域の名称が「賀来新川一丁目・二丁目、荏隈町一丁目・二丁目、尼が瀬一丁目～三丁目」に、大字永興、大字羽屋、大字古国府、大字豊饒の一部区域の名称が「南太平寺一丁目～四丁目、上田町一丁目～三丁目、羽屋新町一丁目～三丁目、羽屋一丁目～四丁目、古国府一丁目～六丁目、花園一丁目～三丁目、広瀬町一丁目・二丁目」に変更されることから、当該住所を含む通学区域の規定を改正し、住居表示の告示日である令和3年1月6日より施行しようとするものでございます。

以上でございます。

教育長 ご質問などありませんか。

全委員 (なしとの声)

教育長 それでは採決いたします。教議第64号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)

教育長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

教育長

それでは次に、教議第65号「令和3年3月末教職員定期人事異動方針について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

学校教育課長

教議第65号「令和3年3月末教職員定期人事異動方針について」ご説明申し上げます。

本案は、令和3年3月末に実施いたします市立幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校の教職員の定期人事異動方針についてご決定をいただこうとするものでございます。

県内公立学校の教職員の異動につきましては、大分県教育委員会が令和2年10月22日に新たに決定した「令和3年度大分県公立学校教職員定期人事異動方針」に沿って執り行われますが、本市においては、その県の方針を基本とし、本市教育の充実発展に資するよう、独自に方針を定めております。

「1 一般方針」につきましては、(1)の広域人事の推進と本市の実態に立った適材適所の配置、(2)の児童生徒数の推移を踏まえた人事異動の推進、(4)の年齢・性別・免許・特技等を考慮した教職員構成の適正化などを主眼に置いております。

「2 任用」につきましては、(1)、(2)の校長及び副校長・教頭の任用では、教育的識見、管理運営の能力等を勘案し、採用選考により適任と認められ、採用資格保有者名簿に登載された者の中から採用いたします。

なお、校長につきましては採用資格保有者名簿の登載者の中から、現に管理職経験のない職員は、副校長・教頭に任用できることとなりました。

(3)の学校支援センター所長につきましては、勤務成績良好な者を試験によらない選考により採用を行うこととなっています。

(4)の主幹教諭につきましては、本人の能力・識見等を勘案し、県教委が行う選考の結果により、採用するとともに、教頭採用資格保有者名簿の登載者の中からも採用を行うこととなっています。

(5)の指導教諭につきましては、市教委の推薦に基づき、能力評

銜等を踏まえて選考し、採用を行うこととなっています。

(6) の教職員では、採用者予定者名簿に登載された者から採用することになっております。

なお、令和3年度に向け、再任用校長の選考試験が初めて実施されることになりました。受験資格は現に校長の職にあり、令和3年3月31日を以て定年により退職する者となっております。任用につきましては1年更新であり、最大2年間でございます。

「3 転任」につきましては、県の「令和3年度大分県市町村立学校教職員定期人事異動実施要綱」に沿って策定した、大分市「令和3年3月末教職員定期人事異動取扱要領」に基づいて行いたいと考えております。

その概略をご説明いたします。

教職員の人事異動におきましては、「1 具体的方針」(5)の同一学校に3年以上在職した教職員を異動対象とし、特に同一学校に6年以上在職する者は原則異動を行うものとします。

また、(6)では、新採用からおおむね10年以内に3つ以上の人事地域を勤務するものとしており、1つまたは2つの人事地域しか勤務していない者は、人事地域間での異動対象とします。

各人事地域における勤務年数は1地域目におきましては3年、2地域目以降につきましては原則4年としております。

異動先の人事地域については、1の中津市から14の玖珠町・九重町までの14の「人事地域」及び、Aの「離島にある学校」からIの「採用校種と異なる校種の学校」までの9つの「学校等」を人事地域としてみなすものとしております。

同じく(7)の本市において12年在職した教職員も、人事地域間での異動対象者となりますことから、過欠員の状況、各学校における経営への影響などを勘案しながら、他の市町村との人事交流に対応してまいりたいと考えております。

市内の異動につきましては、市内を5つの地区に分割して全市的な広域異動を行うことにより、各校の教職員構成の適正化に努めて参り

たいと考えております。

では、異動方針に戻ります。

5の幼稚園教職員の異動につきまして、機構改革に伴い、関係する実務は子どもすこやか部が担当しておりますが、採用、昇任、退職などの発令は教育委員会の決定をいただくこととなりますので、この教職員定期人事異動方針に準じた取扱いとしたいと考えております。

以上のことにつきまして、ご審議のうえ、ご決定をいただこうとするものでございます。

以上でございます。

教育長

ご質問などありませんか。

委員

再任用校長には、昨年度退職した方はなれないのでしょうか。

教育長

はい。受験資格が現に校長の職にあり、令和3年3月31日を以て定年により退職する者となっております。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは採決いたします。教議第65号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員

(異議なしとの声)

教育長

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

教育長

それでは次に、教議第66号「大分市立小学校設置条例及び大分市立幼稚園条例の一部改正について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

学校施設課長

教議第66号「大分市立小学校設置条例及び大分市立幼稚園条例の一部改正について」ご説明申し上げます。

本案は、南大分地区の住居表示の実施に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

当該地区の教育委員会所管施設である大分市立豊府小学校、大分市立豊府幼稚園において、条例記載の位置を改めるものでございます。

以上のことにつきまして、本委員会でご決定いただき、令和2年第4回市議会定例会での審議・決定を経て、令和3年1月16日から施行しようとするものでございます。

以上でございます。

教育長 ご質問などありませんか。

全委員 (なしとの声)

教育長 それでは採決いたします。教議第66号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)

教育長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

教育長 それでは次に、教議第67号「大分市公民館運営審議会委員の委嘱及び任命について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

次長兼
社会教育課長 教議第67号「大分市公民館運営審議会委員の委嘱及び任命について」ご説明いたします。

本案は、明治明野公民館の運営審議会委員の任期が11月末で満了となりますことから、次期運営審議会委員を委嘱及び任命いたしたく、ご決定をいただこうとするものでございます。

なお、委員の任期は、令和4年11月30日までとなっております。

以上でございます。

教育長 ご質問などありませんか。

全委員 (なしとの声)

教育長 それでは採決いたします。教議第67号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)

教育長 ご異議なしと認め、本案は、原案のとおり決定されました。

教育長 それでは次に、教議第68号「大分市立エスペランサ・コレジオ条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

次長兼
社会教育課長 教議第68号「大分市立エスペランサ・コレジオ条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について」ご説明申し上げます。

本案は、鶴崎公民館の施設整備に伴い、大分市立エスペランサ・コレジオを公民館建物の3階部分へ移転するため、第3回市議会定例会において大分市立エスペランサ・コレジオ条例を一部改正したところでございますが、施設の移転日が確定したことから、当該一部改正条例の施行期日を定める規則を制定するものでございます。

施設の移転日は、令和2年12月21日であることから、同日より施行しようとするものでございます。

以上でございます。

教育長 ご質問などありませんか。

全委員 (なしとの声)

教育長 それでは採決いたします。教議第68号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)

教育長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

教育長 それでは次に、教議第69号「教育用タブレット端末の購入について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

大分市教育センター所長 教議第69号「教育用タブレット端末の購入について」ご説明申し上げます。

本案は、令和2年度に「国のGIGAスクール構想の実現に向けた教育用ICT環境整備」にて必要となる機器等を購入しようとするものでございます。

購入しようとする物品は、児童生徒用及び教員用端末34,000台のiPadでございます。

購入金額は、17億1,127万円、購入先は、ミカサ商事株式会社大分営業所でございます。

以上のことにつきまして、本委員会でご決定をいただき、ご決定の上は、令和2年第4回市議会定例会での審議・決定を経て、速やかに購入を行おうとするものでございます。

以上でございます。

いただきます。

はじめに、「1 計画策定の背景・意義」につきましては、新学習指導要領への対応、新型コロナウイルスへの対応や「令和の日本型学校教育」の構築など、学校に求められる役割が増す中、学校における働き方が急務となっていることを踏まえ、本計画を策定していくこととしております。

次に、「2 目標」につきましては、平成31年1月の中教審の答申による「学校における働き方改革の目的」を踏まえ、「子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようにすること」としてしております。

次に、「3 期間」につきましては、上位計画である大分市総合計画及び大分市教育ビジョンの見直し内容を反映させるため、計画期間を令和3年度から令和7年度までの5年間とすることとしております。

次に、「4 指標」につきましては、現行計画では、「長時間勤務の是正」、「部活動休養日の設定」、「調査・依頼事項等の削減」の3つの指標を設定しておりましたが、部活動と調査・依頼事項については設定した目標をおおむね達成していることから、新たな計画の指標を「長時間勤務の是正」に集約したいと考えております。

内容については、現行計画と同様となりますが、昨年度末、本市が策定した方針において、在校等時間を1月あたり45時間以内とすることを最終的な目標とする中、早急に改善を図る必要のある当面の目標指標として設定するものです。

次に、働き方改革の具体的な取組についてですが、これまでの12の取組に加え、新たに2つの取組を加えております。

その主なものとしましては、①の学校徴収金の徴収・管理の効率化については、学校徴収金の管理システムを導入するとともに、学校給食費の公会計化を図ることとしております。②の学校運営協議会による学校運営の支援については、学校運営協議会制度の拡充を図るとともに、学校と地域の連携・協働を推進するため、地域学校協働活動推

進員を配置していくこととしております。④の部活動の在り方の見直しについては、部活動指導員等の外部人材による支援体制の充実を図るとともに、国における部活動改革の動向を注視する中、負担軽減を考慮した指導体制整備を検討することとしております。新たな取組となる⑬の学校・保護者等間における連絡手段のデジタル化については、連絡手段はもちろん出欠連絡やアンケート機能等を備えたメール配信システムの導入など、連絡手段のデジタル化を推進することとしております。⑭の学校施設の使用許可に係る事務の見直しについては、体育館やグラウンド等を社会体育等の利用に供するため学校開放を行っていますが、それら使用許可に係る事務は学校が行っており、特に教頭の業務負担につながっていることから、これらの事務について、様式の見直しなど、事務の簡素化を図るとともに、学校以外が主体的に事務を担うなど、事務手法の見直しを検討することとしております。

今後は、本資料を基に、計画素案を作成していくこととしており、学校からの意見聴取のうえ、最終案を令和3年2回定例の本委員会で上程することとしております。

以上でございます。

教育長
委員

ご質問などございませんか。

計画期間が5年間ということですが、80時間を超える教職員の割合を0にするというのは、民間が月45時間、年間360時間の中で成果を出すようになっている中、1年間ならともかく、5年間というのは、民間との乖離が広がるように思います。若い方にやはり教職を志していただきたいわけですが、いろいろなミッションがあることは承知しておりますが、健康ありきでお願いしたいと思います。また、改革を進める中で、管理職の方、特に教頭先生にしわ寄せがいかないようにということも大事ではないかと思っております。その点もご配慮いただきたいと思います。

教育総務課長

ただ今のご意見は重く受け止めております。一昨年の12月と昨年12月、昨年の1月と今年の1月など似たような条件の同時期を比較

しますと、平均で月当たり3時間ほど短縮しております。しかし、教職員アンケートからは、なかなか短縮できたと実感できていない部分が見られます。本市教育委員会としてできることを進めておりますが、併せて30人以下学級など教職員の増員を国や県に要望していきながら、それが実現した時に、全体として月45時間以内となるのではないかと考えております。期間については検討したいと思います。

委員

段階的に考えていただければ幸いです。

学校教育課長

教頭職の時間外勤務がなかなか軽減できていない状況でございます。今年度、教頭会の代表と協議の場を持ち、どういった点に取り組みばよいか話を進めております。先週、第2回目の協議を行いました。小さなことではありますが、教育委員会事務局から、教頭に発信するメールの見出しに、「緊急」「連絡」などを付け、優先順位がわかるようにするなど、細かなところから改善を図っております。また、教頭の職務については、校長が指導・監督する立場にありますので、なお一層校長に指導してまいりたいと思います。

教育長

様々な改革を行うと、教頭に業務が一極集中し、負担になっているのはひしひしと感じています。小さなことですが、朝の欠席連絡の電話は、教頭が対応しています。大きな学校はどんどん来ます。それが改善できないかと、連絡を一括して受けられるよう、メール配信システムの導入を考えております。

県立学校では、どのように欠席連絡を受けているのでしょうか。

委員

県立学校には事務室がありますので、欠席連絡は事務室が受けています。事務職員が出勤する前の時間ですと、教頭が受ける場合もあります。

教育長

教頭は、朝、校舎の開錠をしながら、欠席連絡を受けています。早い場合は、6時半頃から電話がかかります。十分検討していきたいと思っております。

委員

県立学校の場合は、校舎の開錠、施錠は、警備員が行っています。

私は、小中学校の体育館を借り、夜、スポーツを行っていますが、教頭先生が最後まで残っているのをよく見かけます。朝も早くからい

らっしゃって、開錠、施錠は大変だと思います。

教育長 併せて、市内の教頭の約半数が市外から赴任しております。したがって、土日の災害時の対応が問題になっております。

委員 先ほどの質問に関連してですが、直近の調査で、80時間超えの教職員の割合はどのくらいでしょうか。

教育総務課長 昨年度の平均は、80時間超えは、5・8%でした。これを0%にしていきたいと考えております。

教育長 他にご質問はございませんか。

全委員 (なしとの声)

教育長 それでは、次の報告事項の説明をお願いします。

教育総務課長 報告事項3点目「令和3年度市立幼稚園入園願書提出状況について」ご報告申し上げます。

令和3年度の市立幼稚園の園児募集につきまして、11月2日から11月13日までの間に各幼稚園で受付を行った結果、合計251名から入園願書の提出がありましたので、各園の提出状況を踏まえ、来年度の休園措置についてご説明いたします。

平成30年7月に策定した「大分市立幼稚園及び保育所の在り方の方針」の中で定めた「休園・統廃合基準」では、園児募集終了時点で4名以下の園が休園対象となっており、来年度は、0名の戸次幼稚園、1名の植田幼稚園の2園が令和3年度の休園対象となります。

しかしながら、大南地区の戸次幼稚園は、同地区公民館区域に1園のみとなり、例外規定によって、同地区に市立認定こども園が設置されるまでの間は、園児募集を続ける予定です。

植田幼稚園につきましては、基準3により、令和4年4月に廃園となる予定です。

現在、植田幼稚園への願書提出者1名の方につきましては、早々に面談を行い、園児が1名であることを説明したうえで、他の幼児教育・保育施設への就園相談を丁寧に行ってまいります。

以上でございます。

教育長 ご質問などございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは、次の報告事項の説明をお願いします。

次長兼

報告事項4点目「大分市子どもの読書活動推進計画（第四次）の素案について」ご報告申し上げます。

社会教育課長

現在の進捗状況について説明いたします。

まず、7月と9月に庁内検討委員会を開催し、素案を作成いたしました。

その後、9月末に外部の有識者等で構成・設置する策定委員会をもち、ご意見をいただき、加筆・修正を加え、現在パブリックコメントを実施している最中でございます。

今後は、市民のみなさまからいただいたご意見を1月の庁内検討委員会で検討した後、2月の策定委員会を経て、完成する予定でございます。

続きまして、素案について説明いたします。

1の「計画の概要」につきましては、第5回定例の本委員会でご報告しましたとおりで変更はございません。

2の「第三次計画の成果と課題」につきましては、子どもの興味・関心等に合わせた環境づくりや教室・講座の実施、各施設が発行する「たより」等を通じた保護者への啓発が成果としてあげられましたが、子どもの発達段階に応じた環境づくりや本の紹介、障がいのある児童を含め、あらゆる子どもに対応した資料の収集、全ての保護者への「家読（うちどく）」の啓発、読書ボランティア等を通じた、家庭・地域・学校等の連携について課題がみられました。

3の「第四次計画の基本的な考え方」につきましては、2の「第三次計画の成果と課題」を踏まえまして、第三次計画の2つの目標と3つの重点方針を継承しつつ、より具体的・重点的に推進するよう、取組の方向性を明確に示しております。

取組の方向性といたしましては、子どもの発達段階に応じた読書支援、あらゆる子どものための読書環境の整備、保護者に対する読書活動の意義についての啓発と「家読（うちどく）」の紹介等、7つの視

点をあげております。

特に、保護者への啓発は、子どもが読書を好きになり読書習慣を形成するために大変重要であることから、関係機関それぞれが力を入れて取り組んでまいりたいと思います。

4の「計画の体系」につきましては、「1家庭」「2地域」「3保育施設・幼稚園、学校」「4市民図書館」における推進の具体的方策を示しております。

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

委員

文部科学省は、GIGAスクール構想を進めていますが、デジタル図書について、国はどう考えているのでしょうか。

次長兼

社会教育課長

市民図書館の関連になろうかと思いますが、書籍のデジタル化への対応については新たな動きの一つとなります。九州の中で、先進的に取組を行っているところがあるようですので、研究をしていきたいと考えております。今後の課題と捉えてまいります。

教育長

学校の図書館についても同じ話題があります。例えば、子どもの本の貸出冊数について、デジタルの場合、カウントするのか、しないのかという議論があります。今ちょうど過渡期に来ております。

委員

図書の電子化はますます加速化するだろうと思いますが、学校図書館の役割は変わらぬものがあります。インターネット等で得る情報と、図書館で得る情報は、性格が違うように思います。重要なのは、図書館に人がいること、子どもと本を出会わせるコーディネーターの役割となる人がいるかということが課題だと思います。今、ほとんどの学校には、司書教諭がいると思いますが、なかなか図書館業務に専任ができないので、どう機能させるかが課題であると考えます。

50年前の話にはなりますが、私は中学校の図書館の記憶がほとんどありません。どこにあったかも覚えていないので、おそらく行っていないのではないかと思います。図書館に人もいなかったのではないかと思います。

今は、図書館支援員の方がいて、図書館は開かれてはいるのです

が、そこにコーディネーターの役割をしてくれる専任の方がいてくれると一番いいと思います。現在の司書教諭は、担任や他の校務分掌をしています。図書館の業務をしたいという葛藤を持ちながら苦勞されているのではないかと思います。そこをどう機能させていくか、調査や要望を聞くなどしてはどうかと思います。

教育長

今、委員がおっしゃったことを背景として、図書館支援員を配置しました。学校図書館法では、12学級以上の学校に必ず司書教諭を置かなければならないとなっています。本市では、12学級未満であっても司書教諭を配置するようにはしております。しかし、司書教諭であっても、学級担任をしており、図書館業務に従事しにくい状況があります。それを補佐するために、図書館支援員を配置しておりますが、逆に、図書館支援員は子どもへの指導ができません。両方が補完し合い、うまく機能することが子どもにとってよいのだと思います。図書館支援員を配置する前は、図書館は鍵が閉まって閉ざされた空間でしたが、今は、以前よりは活用しやすくなったと思います。まだまだ大いに活用してほしいと思っております。

委員

教科書選定の際、教科書に二次元コードがついており、映像資料を見ることができました。教科書の二次元コードによる資料と図書館の資料が結び付くと子どもたちが図書館に向かいやすくなると思います。二次元バーコードの場合は、その1点のみの資料になってしまうので、図書館資料との連続性があるとよいのではと思います。

教育長

他にご質問はございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは、次の報告事項の説明をお願いします。

審議監兼

報告事項5点目「大分市伝統芸能伝承師の認定について」ご報告申し上げます。

文化財課長

近年、踊りや神楽などの伝統芸能が後継者不足のため、衰退の一途を辿っており、伝統文化の伝承が大きな課題となっております。

こうしたことから本市では、市指定無形民俗文化財である伝統芸能に携わる方々のうち、高度な伝統的技術・技法を保持する指導者の功

績をたたえ、今後の伝統芸能の伝承者育成を通じて地域の活性化に資することを目的とする大分市伝統芸能伝承師認定制度を令和元年度に設けました。

本制度は、団体から推薦を受け、選考委員会による選考ののち認定を行うものであり、第1回の大分市伝統芸能伝承師選考委員会を令和2年10月28日に開催したところでございます。選考にあたりましては、実演経験年数が概ね30年以上あり、伝統的技術・技法及び必要な知識を有し、指導者としてその維持・発展に努めて、他の構成員の模範となっていることを基準としております。

今年度は、「鶴崎踊保存会」、「柞原太鼓保存会」、「深山流伊与床五柱神社神楽社」の3団体から5名の推薦があり、先日の選考委員会での、全員を認定するにふさわしいとするご意見に基づき、「大分市伝統芸能伝承師」に認定いたしました。認定された方々には伝統芸能伝承師認定書及び「大分市伝統芸能伝承師」と記した認定プレートの交付をいたします。

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは、次の報告事項の説明をお願いします。

副館長兼

美術振興課長

報告事項6点目「アートプラザのあり方及び周辺エリア整備基本構想策定方針（案）について」ご報告申し上げます。

本年第5回定例の本委員会におきまして、アートプラザのあり方について検討することをご報告したところでございますが、関係部局との庁内協議、外部有識者による基本構想策定検討委員会での検討を進める中、基本構想ではアートプラザのあり方及び周辺の公共施設、市道について整備方針を示すことといたしました。本日は、現在取りまとめております「基本構想策定方針（案）」につきまして、アートプラザに関する部分について、ご報告申し上げます。

「1 基本構想の目的と位置付け」についてですが、アートプラザは、昨年プリツカー賞を受賞し、本市名誉市民となった世界的な建築

家磯崎新氏の設計であり、平成10年に大分県立図書館から文化交流施設としてリニューアルし、現在、文化・芸術の拠点として、多くの市民に親しまれています。

こうした中、本市では、中心市街地のさらなる魅力創造を図るため、平成31年3月に「中心市街地公有地利活用基本構想」を策定し、荷揚町小学校跡地の活用について、「周辺施設と連携し、歴史、文化、学びの場を充実させ、既成市街地と互いに機能を補い合い、都心の魅力を進展させ、回遊性と滞留性を併せ持つ空間形成を図る」としております。

このことから、アートプラザは荷揚町小跡地複合公共施設、大分城址公園と連携したよりよい施設のあり方を検討するとともに、周辺エリアについても景観の調和や環境整備を図っていく必要があります。本基本構想は、それぞれの方向性とこれからの整備方針を策定するものです。

本基本構想の範囲は、アートプラザを囲む楕円の内側となります。

次に「2 位置付け」についてですが、「大分市総合計画 おおいた創造ビジョン2024」や「大分市都市計画マスタープラン」など本市の上位計画や関連する各種計画との整合性を図るものとしております。

「3 各施設の現状と課題」のアートプラザの現状ですが、現在、市民の文化・芸術活動の発表及び鑑賞の場として、年間約17万人の利用者があり、中心市街地における文化・芸術の振興の一翼を担っております。また、3階に「磯崎新建築展示室」を設け、建築模型など磯崎氏に関する資料を展示しています。

次に課題についてですが、1点目、磯崎氏の建築模型等の公開は一部に留まっており、今後は、広い空間を確保し、磯崎氏関係資料をより多く公開し、業績発信の場として拡充する必要があります。

2点目、磯崎氏から寄贈された学術性の高い図書、約1万8千冊を一括して収蔵公開できる場所がありません。

3点目、磯崎氏の建築図面などをデータ化し公開することにより、

今後の研究に資することが必要です。

4点目、アートプラザとして整備されて以来22年が経過し、設備の老朽化が見られます。

「4 アートプラザとその周辺エリアの方向性」のアートプラザの方向性ですが、現状と課題を踏まえ、「新たな知の拠点の創出」を基本的な観点に、「磯崎氏の業績発信の場としての拡充」、「デジタルアーカイブの構築・活用」、「若手芸術家・建築家等の創作・研究発表の場」などを目指し、稼働率の高いギャラリー機能については、荷揚町小学校跡地複合公共施設と連携することで、現状の機能を補完することとしています。

「5 整備方針」のアートプラザについては、4の方向性を踏まえ、荷揚町小学校跡地複合公共施設にギャラリー機能を移設した上で、磯崎氏関係資料等のデジタルアーカイブ化を進め、公開・閲覧できる場を拡充し、幅広い世代の市民や研究者等が集い、学ぶ場や、若手芸術家・建築家等に創作・研究発表の場も提供していくとしております。

さらに、名称について、施設の機能に即した名称を検討することとしております。

最後に、今後の予定についてですが、この策定方針を踏まえ、12月下旬までに庁内協議及び基本構想策定検討委員会での審議を経て、基本構想素案を作成し、12月末から1月末まで、パブリックコメントを実施し、その結果を受けて、2月中旬に基本構想を策定することとしております。

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

委員

この方針をもとに2月中に案をまとめるということですが、決定まで、今後どのように進めていきますか。

副館長兼

美術振興課長

この件に関しましては、庁内に関係会議を2つ設置しています。各課の関係者により作成した素案の案について、庁内の検討委員会に諮ったうえで、さらに外部有識者による策定検討委員会に諮り、素案と

してまとめます。この素案につきましては、12月の本委員会にてご報告したいと思っております。それを踏まえ、12月末から1月末まで約1ヶ月間、パブリックコメントを実施します。市民のご意見・ご質問を踏まえ、庁内会議及び策定検討委員会で検討を行い、2月に最終案としてまとめます。その最終案については、令和3年2月の本委員会にてご報告する予定としております。

教育長 アートプラザのあり方及び周辺エリア整備ですので、パブリックコメントは多岐にわたる意見が寄せられると思います。教育委員会だけでなく全庁的に進めなければなりませんので、他部局との連携が必要だと思っております。

委員 先日視察をしました情報学習センターにも、磯崎新氏関連のコーナーがあったと思いますが、それも、アートプラザに集約されるのでしょうか。

副館長兼
美術振興課長 情報学習センターの今後の在り方にもよりますが、情報学習センターの磯崎新氏の紹介コーナーは、今後、アートプラザへ一元化を図っていきたいと考えております。

教育長 他にご質問はございませんか。

全委員 (なしとの声)

教育長 予定されていた報告事項は以上ですが、他に何かございませんか。

体育保健課長 (報告)

「令和2年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査及び令和2年度大分県児童生徒の体力・運動能力等調査の中止について」

副館長兼 (お知らせ)

美術振興課長 「大分市美術館12月の特別展について」

教育長 ご質問などございませんか。

全委員 (なしとの声)

教育長 他に何かございませんか。

教育総務課長 次回の教育委員会につきまして調整をお願いいたします。

12月は、12月23日水曜日午後1時から教育委員室にて定例教育委員会を開催いたしますのでよろしくをお願いいたします。

以上でございます。

全委員

(了承)

教育長

他に何かございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。

(午前11時35分 閉会)